

動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 7 月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第56号

動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

動物の愛護及び管理に関する条例（平成17年岩手県条例第35号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(飼い主の責務)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 動物の所有者（法第10条第1項の登録を受けた者を除く。以下この条において同じ。）は、終生にわたり動物の飼養をするよう努めなければならない。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(飼い主の遵守事項)</p> <p>第8条 飼い主（法第10条第1項の登録を受けた者を除く。以下この条及び第10条において同じ。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>(10) その飼養をする動物が<u>ほ乳類</u>に属し、かつ、離乳前である場合には、当該動物を譲渡しないこと。</p> <p>(犬及び<u>ねこ</u>の引取りの際の措置)</p> <p>第18条 知事は、<u>法第35条第1項</u>の規定により犬又は<u>ねこ</u>の引取りを求められた場合においては、安易な飼養の放棄を認めることなく、所有者に対し、終生にわたり当該動物の飼養をするよう求めるものとする。</p> <p>2 知事は、<u>法第35条第1項</u>の規定により所有者からその飼養をする犬又は<u>ねこ</u>の子を引き取る場合においては、当該所有者に対し、当該飼養をする犬又は<u>ねこ</u>の生殖を不能にする手術その他の措置を講ずるよう指導するも</p>	<p>(飼い主の責務)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 動物の所有者（法第10条第1項の登録を受けた者及び<u>法第24条の2の規定による届出をした者</u>を除く。以下この条において同じ。）は、終生にわたり動物の飼養をするよう努めなければならない。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(飼い主の遵守事項)</p> <p>第8条 飼い主（法第10条第1項の登録を受けた者及び<u>法第24条の2の規定による届出をした者</u>を除く。以下この条及び第10条において同じ。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>(10) その飼養をする動物が<u>哺乳類</u>に属し、かつ、離乳前である場合には、当該動物を譲渡しないこと。</p> <p>(犬及び<u>猫</u>の引取りの際の措置)</p> <p>第18条 知事は、<u>法第35条第1項本文</u>の規定により犬又は<u>猫</u>の引取りを求められた場合においては、安易な飼養の放棄を認めることなく、所有者に対し、終生にわたり当該動物の飼養をするよう求めるものとする。</p> <p>2 知事は、<u>法第35条第1項本文</u>の規定により所有者からその飼養をする犬又は<u>猫</u>の子を引き取る場合においては、当該所有者に対し、当該飼養をする犬又は<u>猫</u>の生殖を不能にする手術その他の措置を講ずるよう指導するも</p>

のとする。

(動物の譲渡)

第21条 知事は、動物の適正な飼養の普及のため、法第35条第1項又は第2項の規定により引き取った犬又はねこ、第14条第1項の規定により抑留した犬及び前条の規定により治療その他の必要な措置を講じた動物を、適正に飼養をすることができると認める者に譲渡することができる。

2 [略]

のとする。

(動物の譲渡)

第21条 知事は、動物の適正な飼養の普及のため、法第35条第1項本文又は第3項の規定により引き取った犬又は猫、第14条第1項の規定により抑留した犬及び前条の規定により治療その他の必要な措置を講じた動物を、適正に飼養をすることができると認める者に譲渡するよう努めるものとする

2 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成25年9月1日から施行する。